

ショートステイ入所利用料概算(3割)(1日あたり)

【サービス提供体制強化・看護体制・機能訓練指導体制・夜勤職員配置・介護職員、介護職員等特定処遇改善・ベースアップ等支援等 加算有り ※R4.10～】

サービス提供強化 看護体制	加算有り	基準・段階	滞在費	食費	費用額合計	サービス提供強化 看護体制	加算有り	基準・段階	滞在費	食費	費用額合計
	介護費 3割分						介護費 3割分				
要介護認定区分	要介護1 多床室	基準	855	1,445	4,474	要介護認定区分	要介護2 多床室	基準	855	1,445	4,710
	2,174						2,410				

サービス提供強化 看護体制	加算有り	基準・段階	滞在費	食費	費用額合計	サービス提供強化 看護体制	加算有り	基準・段階	滞在費	食費	費用額合計
	介護費 3割分						介護費 3割分				
要介護認定区分	要介護3 多床室	基準	855	1,445	4,956	要介護認定区分	要介護4 多床室	基準	855	1,445	5,193
	2,656						2,893				

☆ この概算は、1日利用分です。概算ですので実際の請求額とは、異なる場合があります。

(単位は、円です。)

ショートステイ入所利用料概算(3割)(1日あたり)

【サービス提供体制強化・看護体制・機能訓練指導体制・夜勤職員配置・介護職員、介護職員等特定処遇改善・ベースアップ等支援等 加算有り ※R4.10～】

サービス提供強化看護体制	加算有り		基準・段階	滞在費	食費	費用額合計
	介護費	3割分				
要介護認定区分 要介護5 多床室	3,125	基準	855	1,445	5,425	

(単位は、円です。)

利用者の所得段階	第1段階	生活保護受給者の方	預貯金が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の方	
				高齢福祉年金受給者の方
		第2段階	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下であり預貯金額が単身650万円、夫婦1650万円以下の方	
		第3段階①	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下であり預貯金額が単身550万円、夫婦1550万円以下の方	
		第3段階②	年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超であり預貯金額が単身500万円、夫婦1500万円以下の方	
	第4段階 (基準)	市町村民税本人非課税者だが世帯は課税又は市町村民税本人課税者		
	食費	1日当り 1,445円	内訳(朝食300円/昼食645円/夕食500円)	

送迎加算	(片道184単位 / 532円) (往復368単位 / 1123円)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日6単位 / 19円) (30日180単位 / 549円)
看護体制(Ⅱ)	(1日8単位 / 25円) (30日240単位 / 732円)
機能訓練指導体制	(1日12単位 / 37円) (30日360単位 / 1099円)
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	(1日13単位 / 40円) (30日390単位 / 1190円)
介護職員処遇改善加算	利用単位数に <u>8.3%</u> の加算率を乗じたもの
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	利用単位数に <u>2.3%</u> の加算率を乗じたもの
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用単位数に <u>1.6%</u> の加算率を乗じたもの

☆ この概算は、1日利用分です。概算ですので実際の請求額とは、異なる場合があります。

介護予防ショートステイ入所利用料概算(3割)(1日あたり)

【サービス提供体制強化・機能訓練指導体制・介護職員、介護職員等特定処遇改善、ベースアップ等支援 加算有り ※R4.10~】

サービス提供強化体制	加算有り		基準・段階	滞在費	食費	費用額合計	サービス提供強化体制	加算有り		基準・段階	滞在費	食費	費用額合計	
	介護費3割分							介護費3割分						
要支援認定区分	要支援1	多床室	1,588	基準	855	1,445	3,888	要支援2	多床室	1,962	基準	855	1,445	4,262

(単位は、円です。)

利用者の所得段階	第1段階		生活保護受給者の方	預貯金が1,000万円、夫婦2,000万円以下の方
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税世帯の方	老齢福祉年金受給者の方	
			年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下であり預貯金額が単身650万円、夫婦1,650万円以下の方	
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税世帯の方	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 120万円以下であり預貯金額が単身550万円、夫婦1,550万円以下の方	
	第3段階②		年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超であり預貯金額が単身500万円、夫婦1,500万円以下の方	
第4段階(基準)	市町村民税本人非課税者だが世帯は課税又は市町村民税本人課税者			
食費	1日当り 1,445円	内訳(朝食300円/昼食645円/夕食500円)		

送迎加算	(片道184単位 / 532円) (往復368単位 / 1123円)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日6単位 / 19円) (30日180単位 / 549円)
機能訓練指導体制加算	(1日12単位 / 37円) (30日360単位 / 1099円)
介護職員処遇改善加算	利用単位数に <u>8.3%</u> の加算率を乗じたもの
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	利用単位数に <u>2.3%</u> の加算率を乗じたもの
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用単位数に <u>1.6%</u> の加算率を乗じたもの

☆ この概算は、1日利用分です。概算ですので実際の請求額とは、異なる場合があります。